

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年3月2日及び37年3月26日）並びに資格取得日（昭和36年12月1日及び37年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については昭和36年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円、37年3月から同年9月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月2日から同年12月1日まで
② 昭和37年3月26日から同年10月1日まで

A社に会社設立時から倒産するまで勤務していたが、厚生年金保険の記録に2回の空白期間がある。同社のB工場設立及び運営のため同工場に勤務していたことはあるが、途中、退職していたことはない。

調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の事業主及び同僚の証言から、申立人はA社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は申立期間①の以前から、同社B工場に勤務し、その期間については同社本社において厚生年金保険に加入しており、勤務内容に変更が無いことから、申立期間①についても同社本社において厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

申立期間②について、昭和36年9月に申立人の後任として同社B工場の工場長に着任した同僚は、「着任当時申立人は同工場の工場長として勤務しており、私の着任後もしばらくの間、申立人は同工場に勤務していた。申立人

は37年6月に同社本社を退職した同僚の代わりとして、同社B工場から本社に異動した。」と述べていることから、申立人は37年5月ごろまでは同社B工場に、同年6月ごろからは同社本社に勤務していたものと推認できる。

また、申立期間②の直前の厚生年金保険の記録のある期間について、申立人は同社B工場に勤務していたものの同社本社において厚生年金保険に加入しており、申立期間②の同社B工場に勤務していた期間についても、勤務状況に変更は無く、同社本社において引き続き厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、A社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立期間前後の申立人の標準報酬月額及び同社に係る申立期間の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和36年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円、37年3月から同年9月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人が資格喪失した事実はなく社会保険事務所（当時）の記録の誤りであると主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から同年11月までの期間及び37年3月から同年9月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年11月30日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年1月ごろから35年9月1日まで
② 昭和35年11月30日から同年12月1日まで
③ 昭和35年12月1日から36年6月1日まで

私は昭和34年1月にA社に採用され、B支店C営業所に勤務した後、35年12月にD支店E営業所に異動した。しかし、勤務していたにも関わらず、厚生年金保険の被保険者として欠落している期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は昭和35年11月30日までA社B支店C営業所に勤務していたとしているところ、複数の同僚が、「申立人が同社同営業所に勤務していたことを記憶している。」と証言しており、当該期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、当該期間における業務内容及び勤務形態は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある期間と比べて変更は無く、トラック運転手として勤務していたことが複数の同僚の証言により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店におけ

る昭和 35 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人と同様に臨時社員であり、入社時期を記憶している同僚 5 人の厚生年金保険の記録を調査したところ、入社から厚生年金保険の資格を取得するまでの期間がおおよそ 2 年から 3 年程度あり、同僚の中に、入社と同時に厚生年金保険に加入しなかったことを記憶している者もいることから、当時の A 社 B 支店は、必ずしも臨時社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させるという取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、A 社 D 支店は、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保管しており、資格取得日は昭和 36 年 6 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所は、「資格取得届を提出せずに厚生年金保険料を控除することは無い。保険料を控除して資格取得届を提出するのを忘れていたのであれば、資格取得日をさかのぼって提出するはずだ。」としている。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和27年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。A社(入社時は、C社)には、昭和62年3月まで40年以上継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し(A社D支店からA社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された回答等により、申立人は、申立期間において、A社B支社に勤務していたことが認められることから、A社B支社における資格取得日については、A社D支店における資格喪失日と同日の昭和27年3月30日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和27年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないとしており、この結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から同年12月1日まで

A社のB支店から本社へ転勤した際に、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間が生じているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している経歴書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和39年4月1日から57年9月16日まで同社に継続して勤務し（昭和42年12月1日にA社B支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

昭和31年4月1日にA社に入社してC工場に勤務した。その後、45年3月1日付けでB工場に転勤になったが、B工場での厚生年金保険の資格取得日が同年4月1日となっており事実と異なる。

調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの提出書類及び同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年3月1日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得日が昭和45年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、平成元年3月は24万円、同年4月は28万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は28万円、2年1月は22万円、同年2月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年12月は22万円、3年1月は24万円、同年2月から同年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から4年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、5年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は22万円、6年1月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成元年2月から6年8月まで（平成元年2月、2年10月及び同年11月、5年12月並びに6年2月を除く。）の申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和58年10月13日から63年1月21日まで
③ 平成元年2月3日から6年9月18日まで

申立期間①について、私は、A社に昭和46年10月31日まで出向し、翌日の同年11月1日から、出向解除により出向元のC社に戻った。しかし、1か月間空白期間が生じているので調査願いたい。

申立期間②について、私は、D社に勤務していた。社会保険事務所（当時）の標準報酬月額記録は、毎年給与が上昇していたにもかかわらず、申立期間のすべてが同じ標準報酬月額になっているので、標準報酬月額の記録を給与の総支給額に見合ったものに訂正してほしい。

申立期間③について、私は、E社に勤務していた。社会保険事務所の標準報酬月額記録は、当時の給与明細書の控除額と相違しているため、標準報酬月額の記録を給与の総支給額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社からの回答書及び同社が保管する給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年11月1日にC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年10月の給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届において資格喪失日を誤って届け出たとしている上、当該事業所の保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和46年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内である。このことから、標準報酬月額については、これらの

うちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成元年3月は24万円、同年4月は28万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は28万円、2年1月は22万円、同年2月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年12月は22万円、3年1月は24万円、同年2月から同年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から4年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、5年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は22万円、6年1月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

また、平成元年2月、2年10月及び同年11月、5年12月並びに6年2月については、給与明細書において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を下回っていることから、特例法に基づく標準報酬月額訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成元年2月から6年8月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、申立人から提出された昭和59年度、61年度、62年度の「特別徴収税額納税者への通知書」及び昭和62年分源泉徴収票の給与支給額に基づき、標準報酬月額を試算した結果、社会保険事務所が管理している標準報酬月額の記録とおおむね一致している上、同時期に入社した同僚の標準報酬月額も申立人と同等であることが確認できるため、事業主は、申立期間の申立人の給与から、オンライン記録どおりの標準報酬

酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、当該記録は、申立人が提出した標準報酬月額変更通知書及びF厚生年金基金の提出資料にある標準報酬月額と一致しており、事業所及び同厚生年金基金では、当時から健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類は複写式の内紙で、事業所から健康保険組合、厚生年金基金、社会保険事務所へ送られていたとしていることから、事務手続に不備はなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 44 年 5 月 1 日）及び資格取得日（46 年 3 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、44 年 5 月から同年 10 月までの期間は 6 万円、同年 11 月から 45 年 7 月までの期間は 5 万 2,000 円、同年 8 月から 46 年 1 月までの期間は 8 万円、同年 2 月は 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月から 50 年 2 月までの期間、A店に継続して勤務していた。給与明細書の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言から判断すると、申立人が申立期間にA店に継続して勤務していたことが認められる上、申立人の所持している給与明細書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から昭和 44 年 5 月から同年 10 月までの期間は 6 万円、同年 11 月から 45 年 7 月までの期間は 5 万 2,000 円、同年 8 月から 46 年 1 月までの期間は 8 万円、同年 2 月は 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難い

ことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月から46年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月まで

昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録について、A 社会保険事務所（当時）に照会を申し出たところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は、自治会の集金にて保険料を納付していた記憶があり、領収書も保管していたが、年金手帳を配布されたときに処分してしまった。

申立期間について未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金保険料は、申立期間から定期的に集金で納付していた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月 17 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができるとともに、B 町の被保険者名簿の納付記録及び申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間に続く昭和 45 年度及び 46 年度の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できる上、47 年度の保険料については現年度納付の最終期限である昭和 48 年 4 月 30 日に一括納付されていることが確認できることから、申立人の主張する納付状況と符合せず、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続等について記憶が無く、

具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から61年3月まで

私は、昭和50年12月に国民年金の加入手続を行った。国民年金の保険料は、税金や町内会費と一緒に町内会で納付した。10年もの間、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月から税金や町内会費と一緒に町内会で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格は、45年2月9日に喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得しており、また、これらの資格取得日及び資格喪失日については申立人が保管する年金手帳の記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、国民年金の被保険者が納付書を用いて国民年金保険料を納付する方式が導入されており、国民年金被保険者資格を喪失していた申立人に対して、国民年金保険料の納付書が約10年にわたり送付され続けたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 834

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
私の国民年金の納付記録をみると、申立期間は未加入期間であることが分かった。A 市に住んでいた当時、夫名義の金融機関の口座から口座振替で継続して国民年金保険料を納付していた。
社会保険事務所（当時）の私の納付記録には、住所地が誤って記載されていたことを覚えている。私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫名義の金融機関の口座から口座振替で継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、昭和 58 年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失した旨の記載があり、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人は同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、これらの内容は、A 市が保管している国民年金被保険者名簿の記録とも一致しており、行政機関の記録管理に不自然なところは見当たらないことから、申立期間は国民年金任意加入における未加入期間であり保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の住所地の部屋番号が違ったことを理由に国民年金保険料の納付記録が正しく記録されていないと主張しているが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿には昭和 58 年 4 月 4 日に申立人の住所地の部屋番号が訂正された記載があることから、行政機関は申立人の住所地の誤りを確認し、住所地の記録を訂正したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 26 日から 53 年 1 月 26 日まで

A社を退職した後、B社へ就職することとなっていたが、B社の社長から「当社へ来る前にC社で塗装の勉強をしてきてほしい。」と言われたため、いったんC社へ入社した。しかし、C社での勤務期間のうち、最後の3か月しか厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用についてC社の当時の事業主及び申立期間に在籍した従業員に照会したが、確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間において申立人の家族が申立人の被扶養者として健康保険証を使用したとする病院に対し照会を行ったが、申立期間当時の資料の所在が判明せず、申立てに係る状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から38年10月30日まで
私は、A市のB幼稚園に10年間勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。働いていたことが分かる写真を添付するので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び申立人の教え子であったとする複数の者の証言から、申立人が申立期間についてB幼稚園に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B幼稚園は、申立期間前後を含め厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないため、同園に確認したところ、「当園は厚生年金保険ではなく、私立学校共済組合に加入している。」との回答があった。

そこで、私立学校共済組合に照会した結果、B幼稚園は昭和29年1月1日に私立学校共済組合の適用となり、申立人は同組合の被保険者資格を30年12月1日に取得、38年8月31日に喪失していることが判明した。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 16 日から 34 年 9 月 1 日まで
A 省 B 事務所 (当時) に、昭和 29 年から 36 年 7 月まで継続して勤務していたはずであるが、途中 30 年 12 月から 34 年 8 月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
昭和 34 年 9 月に準職員となり、それ以後は共済年金に加入しているが、それまでの期間は厚生年金保険の期間であり、保険料も控除されていたはずであるので、調査をして厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 省共済組合 D 支部に保管されている申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間において継続して A 省 B 事務所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該支部の支部長は、「申立人の申立期間は、共済組合に加入していた期間であり、当該加入期間については、退職一時金を支払っている。」と回答していることから、申立期間については、厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年から 33 年までの期間のうち 6 か月程度
私は、昭和 30 年ごろ叔母の紹介で A 市にある B 社に勤務していた。会社では編機の仕上げ検査の仕事をしていましたが、入社後 6 か月後程度で会社は倒産し、その時には機械に布を被せた事を覚えており、この期間は間違いなく勤務していたはずであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社の所在地及び具体的な職務内容を記憶していることから、期間は特定できないが勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚は所在不明であるため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立人と同時期に勤務していたと思われる者に照会したが、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明なため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月ごろから30年12月ごろまで
昭和29年1月から30年12月まで、Aダムの工事現場でB社C班の一員として働いていた。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、工事現場での仕事内容を具体的に記憶しており、工事中の怪我で入院した時に撮影したとする写真を所持していることから、申立人が申立期間に、B社C班の一員としてAダムの工事現場で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の担当者によると、「社員名簿で名前が確認できないため、正社員ではなく、工事現場で直接雇用した有期雇用の社員と推察される。班は施工グループのことであり、有期雇用の労働者で構成されていた。これらの方は、傭人や雇員といった資格で採用し、国民健康保険組合には全員加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった可能性が高いと思われる。」と述べている。

また、申立期間において、B社本社及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から31年3月1日まで
② 昭和31年4月1日から32年6月1日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社に、それぞれ勤務していた。いずれの期間についても、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。記録の訂正を求める。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、この同僚については、同社における厚生年金保険の加入記録はなく、また、「私は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨を証言している。

また、同社の事業主は既に死亡している上、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の被保険者に照会したものの、死亡又は所在不明で、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる証言等を得ることができない。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、同名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、当該事業所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人が申立期間に勤務していたとするB社は、オンライン記録により、申立人が主張する所在地にあったC社であると推認で

きるが、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 42 年 5 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記録しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料について、確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。